

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に、「第三章

の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三—第七十八条の二十二）」を

「第三章

の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三—第七十八条の二十二）

の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第七十八条の二十二—第七十八条の三十

に、「第七十九条の七」を「第七十九条の十四」に、「第八十九条」を「第八十九条の二」に改め

る。

第二条の四第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第八十四条の五第三項第二号」を加え、同条の
次に次の一条を加える。

(実施機関)

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務

厚生労働大臣

二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金

被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の四第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の四第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公

四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の四第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 日本私立学校振興・共済事業団

2 前項第二号又は第三号に定める者は、第八十四条の三から第八十四条の七までの規定については、國家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会とするほか、他の法律又は政令で定めるところにより、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる事務を行う。

第三条第一項第一号中「（昭和三十四年法律第二百四十一号）第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

(被保険者の種別の変更に係る資格の喪失)

第十五条 同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別（第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた場合には、前二条の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条に次の二項を加える。

4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適用しない。

第二章第一節中第十八条の次に次の二条を加える。

(異なる被保険者の種別に係る資格の喪失)

第十八条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十九条の規定にかかるらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

2 第一号厚生年金被保険者が同時に第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至つたときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

第十九条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに」を「更に」に改め、「被保険者」の下に「又は国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5 同一の月において被保険者の種別に変更があつたときは、前項の規定により適用するものとされた第二項の規定にかかるらず、その月は変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月（二回以上にわたり

被保険者の種別に変更があつたときは、最後の被保険者の種別の被保険者であつた月）とみなす。

第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十三条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業」を「若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。」の規定による育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第二百一号）第二条第一項の規定による育児休業」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合において

ては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十四条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十四条の二中「船員たる」を「船員（国家公務員共済組合の組合員たる船員及び地方公務員共済組合の組合員たる船員を除く。以下同じ。）たる」に改める。

第二十四条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第二十四条の三 第二十一條から第二十四条までに定めるもののほか、報酬月額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項第五号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「申出（被保険者にあつては、その

使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。」とあるのは、「申出」とする。

第二十七条中「以下単に」を「第一百三十八条第五項を除き、以下単に」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十八条及び第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の二条を加える。

(適用除外)

第三十一条の三 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、

若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定(第二十八条及び前条を除く。)は、適用しない。

第二十二条中「とする」を「とし、政府及び実施機関(厚生労働大臣を除く。)第三十四条第一項、第四十条、第七十九条第一項及び第二項、第八十一条第一項並びに第八十四条の四第二項並びに附則第二十三条の二において「政府等」という。」が行う」に改める。

第二十三条中「基いて、厚生労働大臣」を「基づいて、実施機関」に改める。

第三十四条第一項中「の積立金」の下に「及び第七十九条の二に規定する実施機関積立金」を、「をい
う。」を」の下に「政府等が」を加える。

第三十五条第一項中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一円」に改める。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(二月期支払の年金の加算)

第三十六条の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 每年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数
が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するも
のとする。

第三十八条第一項中「保険給付、」を「保険給付又は」に改め、「又は他の被用者年金各法（国民年金
法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付（当該障害
厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）」を削り、「遺族厚生年金を除

く。）、「を「遺族厚生年金を除く。」又は「に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）」を削り、「老齢厚生年金を除く。」を「老齢厚生年金を除く。」又は「に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）」を削り、同条第二項ただし書中「国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付」を「又は国民年金法による年金たる給付」に改める。

第三十九条第三項中「停止して年金たる保険給付」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に基づく年金たる保険給付に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十条中「政府」を「政府等」に改める。

第四十条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第四十三条第三項中「資格を喪失した日」の下に「（第十四条第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

第四十三条の二第一項第二号イ中「この法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者

(以下この号において「被用者年金被保険者等」という。)」を「被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「標準報酬月額等」(この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。)」を「標準報酬」に、「被用者年金被保険者等の」を「被保険者の」に、「標準報酬月額等の」を「標準報酬の」に、「被用者年金被保険者等に」を「被保険者に」に改め、同条第二項第一号中「標準報酬月額と標準賞与額(以下「前年度の標準報酬月額等」)」を「標準報酬(以下「前年度の標準報酬」)」に改め、同項第二号中「標準報酬月額と標準賞与額(以下「前々年度等の標準報酬月額等」)」を「標準報酬(以下「前々年度等の標準報酬」)」に改め、同条第四項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の三第二項中「標準報酬月額等」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等(この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者)」を「公的年金の被保険者(この法律又は国民年金法の被保険者)」に、「公的年金被保険者等総数」を「この号において「公的年金被保険者総数」に、「公的年金

被保険者等総数の」を「公的年金被保険者総数の」に改め、同条第二項中「標準報酬月額等」を「標準報酬」に改め、「同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬月額と標準賞与額」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の五第二項中「標準報酬月額等」を「標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十四条の二第一項中「老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十四条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項ただし書中「国民年金法による年金たる給付（若しくは国民年金法による年金たる給付）」に改め、「若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、

「国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付」を「若しくは同法による年金たる給付」に改め、同条第二項中「国民年金法」を「又は国民年金法」に改め、「若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付」を削る。

第四十六条第一項中「若しくはこれに相当するものとして政令で定める日」を「（厚生労働省令で定め

る日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国會議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日」に改め、「若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日」を削り、「以下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の使用される者」を「国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額及び標準報酬月額に相当する額として政令で定める額の総額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用者（国會議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）」に、「する。以下この項において同じ」を「し、以下「総報酬月額相当額」という」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「七十歳以上の使用者の」を加え、同条第七項中「、共済組合が支給する年金たる給付、私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第四十八条第一項中「、第五十四条第二項ただし書及び第五十四条の二第一項」を「及び第五十四条第二項ただし書」に改める。

第五十二条第一項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第五十四条の二を削る。

第五十六条第二号中「共済組合が支給する年金たる給付又は私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第六十条第一項中「（次項の規定が適用される場合を除く。）」を削り、同項第二号中「その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金等」という。）のいづれか」を削り、同号口中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に改め、「の合計額」及び「又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を削り、「これら」を「同項」に、「以下同じ」を「次条第三項及び第六十四条の二において同じ」に改め、「から政令で定める額を控除した額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号口」を「前項第二号口」に、「老齢厚生年金等の額の合計額」を「老齢厚生年金の額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十一条第二項中「老齢厚生年金等のいすれか」を「老齢厚生年金」に改め、「又は同条第二項第